

【富山県】

制 度 名	支 援 条 件 等	支 援 内 容	担 当 課	問い合わせ先 電 話 番 号
中山間地域 話し合い促 進事業	(1)対象：自治振興会、地域運営組織、複数集落（自治会、町内会等）など (2)地域要件：次の A、B を満たすもの A 県内の中山間地域に位置すること B 「地域の話し合い」をきっかけに住民主体で地域活性化に取り組む意欲があること	支援内容：地域の未来像などまちづくりに向けた話し合いやアクションプランの策定に係る地域づくりの専門家の派遣費用を県が負担	中山間地域 支援・移住 促進課	076-444-9607
中山間地域 チャレンジ 支援事業	事業主体：中山間地域に位置する集落・地域運営組織、企業、団体等 支援対象とする取組み： ①新商品開発、販路開拓（特産品の開発、販路の開拓 等） ②伝統文化の継承（伝統芸能や祭り継承・復活 等） ③生活支援サービス（コミュニティバスの仕組み作り、移動販売による買い物支援） ④農業生産活動の支援（農作業の支援システム作り） ⑤農業参入者の促進（農作業の指導、農地の斡旋 等） ⑥定住促進の支援（空き家調査、住居の斡旋 等） ⑦デジタル技術活用等による地域の課題解決の取組み（電子回覧板アプリ活用の見守りの導入 等） ⑧その他地域活性化を目指す取組（地域主体で作成したアクションプランや地域のまちづくり計画の内容取組み	①ファーストステップ支援：上限 25 万円（定額）/地区/年×最大 3 年間 ②ステップアップ支援：上限 50 万円（定額）/地区/年×最大 3 年間 ③ハード支援：補助上限 100 万円/地区 補助率 1/2 ④地域間連携支援：標準補助額 100 万円（ソフト定額、ハード補助率 1/2）/地区/年×最大3年間		
富山県まち なか活性化 応援モデル 事業	補助対象者：個人または任意の団体（商店街、商工団体、まちづくり会社は除く） 補助対象事業：まちなか活性化につながる試行的な事業	・補助率・限度額：県 1/2（50 万円）（市町村の上乗せ可） ・補助対象経費：ソフト事業に係る経費	経営支援課	076-444-3253

【富山市】

制 度 名	支 援 条 件 等	支 援 内 容	担 当 課	問い合わせ先 電 話 番 号
富山市空き家再生等 推進事業	空き家を改修、除却し地域課題の解決に資する用途に活用 する場合	改修費(建物取得費を含む)の 2/3(限度額 500 万円 /件) 除却費の 4/5(限度額 160 万円/件)	居住対策課	076-443-2113
富山市空き家事前相 談支援事業	市の調査により一定水準以上の危険度があると判定された 空き家を除却する場合	除却費の 1/2(限度額 50 万円/件)		
富山市まちなか住宅 取得支援事業	まちなかにおいて、住宅(中古住宅含む)を取得し居住する 場合	金融機関からの借入額の 3%(限度額 50 万円/戸)		076-443-2112
富山市公共交通沿線 住宅取得支援事業	公共交通沿線居住推進補助対象地区において、一定水準 以上の住宅(中古住宅含む)を取得し居住する場合	金融機関からの借入額の 3%(限度額 30 万円/戸、 上乗せあり)		
富山市まちなかリフォ ーム補助事業	まちなかにおいて、中古住宅(空き家)を取得または世帯員 増加のために住宅をリフォームする場合	100 万円以上の工事費の 10%(限度額 30 万円)		
富山市公共交通沿線 リフォーム補助事業	公共交通沿線居住推進補助対象地区において、中古住宅 (空き家)を取得または世帯員増加のために住宅をリフォーム する場合	100 万円以上の工事費の 10%(限度額 30 万円)		

【高岡市】

制 度 名	支 援 条 件 等	支 援 内 容	担 当 課	問い合わせ先 電 話 番 号
高岡市空き家除却支援事業	内容:老朽危険空き家及び老朽空き家の除却費用の補助 老朽危険空き家除却支援事業	補助額:対象事業費の1/2、限度額:50万円	建築政策課	0766-30-7291
たかおか空き家除却支援事業	内容:用途地域内(老朽化した空き家の場合は、この限りではない)での旧耐震基準の空き家の除却費用を補助 ※伝建地区除く 対象:一戸建ての空き家(昭和56年5月以前に着工されたもの)	補助額:対象事業費の1/3 限度額:20万円		
たかおか暮らし支援事業(中古住宅、中古マンション)	内容:居住誘導区域で中古住宅、中古マンションの購入の補助 対象:まちなか以外はUIJターン、子育て、新婚世帯のいずれか	補助額:購入費の5%もしくは金融機関借入額の5% 限度額:まちなか50万円/戸、まちなか以外20万円/戸		
たかおか暮らし支援事業(リフォーム)	内容:居住誘導区域で耐震改修に伴うリフォーム、三世帯同居のためのリフォーム、エコリフォームを行う場合のリフォームの補助	補助額:対象リフォーム費の1/3 限度額:各20万円/戸		
たかおか暮らし支援事業(隣接土地購入)	内容:居住誘導区域で隣接土地の購入の補助 まちなか以外では隣接土地上の空き家等除却を行うこと	補助額:隣接土地の購入費 限度額:まちなか30万円、まちなか以外10万円		
たかおか暮らし支援事業(隣接土地上の空き家等除却)	内容:居住誘導区域における隣接土地上の住宅、車庫、倉庫等の除却経費及び除却に伴う隣家の側壁補修費の補助 対象:たかおか暮らし支援事業の補助を受けて隣接土地を購入する者	補助額:対象事業費の1/3、限度額:20万円		
高岡市空き家バンク住宅取得支援事業	内容:高岡市空き家・空き地情報バンクの登録物件の購入の補助 対象:UIJターン、子育て、新婚世帯のいずれか	補助額:物件の購入費の5% 限度額:20万円		
高岡市空き家改修支援事業	内容:県外移住者による空き家(古民家)改修の補助 対象:富山県外に1年以上居住かつ高岡市に転入して5年以内の者	補助額:対象リフォーム費の2/3 限度額:100万円		
高岡市空き家賃貸活用支援事業	内容:空き家を個人の居住用の賃貸物件として貸し出すために必要な改修に対する支援を実施するもの 対象:一戸建ての空き家	補助額:対象リフォーム費の1/3 限度額:20万円		

【射水市】

制 度 名	支 援 条 件 等	支 援 内 容	担 当 課	問い合わせ先 電 話 番 号
射水市空き家対策 支援事業	内容:老朽危険空き家等の解体を促進し、解体後の跡地活用を支援するため、老朽危険空き家等の解体に要する経費に対し、その費用の一部を補助	補助額: ① 老朽危険空き家の解体費用の 4/5(限度額 50 万円) ② 老朽空き家の解体費用の 1/2(限度額 25 万円) ③ 老朽危険空き家等隣接空き家解体費用の 1/2(限度額 25 万円)	建築住宅課	0766-51-6683
射水市指定宅地取得 支援助成制度(空 き家情報バンク型)	内容:空き家等情報バンクに登録して1年以上かつ、前所有者が3年以上所有している市街化区域内の空き家(空き地)の購入費用を助成	補助額:2,600 円/㎡(限度額 60 万円)	観光課	0766-51-6676
射水市空き家利活用モデル支援事業	内容: ①新用途型 移住者向けの賃貸住宅などの用途におおむね3年以上利活用するため、空家等を取得し、又は賃借し、必要な改修等に係る経費の一部を補助。 ②伝統的家屋型 富山県外から県内に移住して5年以内の者で市内に居住し、住所を有するものがおおむね5年以上居住するため、伝統的家屋を取得し、又は賃借し、必要な改修等に係る経費の一部を補助。	補助額:対象工事費の 2/3(上限 100 万円)		
いみず住まい等 援事業【空き家利 用事業】	内容:市内にある空き家を購入し、自ら居住するための住宅(専用住宅又は併用住宅)として利活用する者への補助。空き家バンク登録や、市外からの移住、若者・子育て世帯や子どもの人数など該当項目に応じて加算。	補助限度額 200 万円		

【魚津市】

制 度 名	支 援 条 件 等	支 援 内 容	担 当 課	問い合わせ先 電 話 番 号
住宅取得支援事業	内容:①転入予定者等が居住誘導区域内に 100万円以上の住宅を取得	補助額:取得費の4%(上限100万円)	都市計画課	0765-23-1026 (住宅取得支援事業) 0765-23-1031 (その他)
	内容:②居住誘導区域外の市民が居住誘導区以内に 100万円以上の住宅を取得	補助額:取得費の4%(上限50万円)		
	内容:③子育て・新婚世帯が100万円以上の住宅を取得 ※子育て世帯 中学3年生以下の子どもがいる家庭 ※新婚世帯 婚姻後2年以内の夫婦 ※生活応援世帯A 以下のすべてを満たす世帯 令和7年1月1日以降に結婚 夫婦ともに39歳以下で、世帯所得500万円未満 ※新生活応援世帯B 以下のすべてを満たす世帯 令和7年1月1日以降に結婚 夫婦ともに29歳以下で、世帯所得500万円未満	補助額: ③-1 子育て・新婚世帯の場合 一律50万円 ③-2 生活応援世帯Aの場合 一律80万円 ③-3 生活応援世帯Bの場合 一律110万円 ※ただし、補助額の上限は、住宅取得額とする。		
魚津市危険老朽空き家対策支援事業	内容:危険老朽空き家の解体費補助 対象:以下のすべてを満たす空家 個人の一戸建ての居住用の空家 評点90点以上 市内に本社、支店等を有する事業者で解体	補助額:解体費用の1/2 限度額10万円(90点以上150点未満) 50万円(150点以上) 居住誘導区以内の加算 一律10万円 連棟空家を同時に解体する場合は加算 一律10万円 連棟空家を同時に解体する場合で、状態の悪くない空家 上限50万円		
魚津市空家家財道具等処分補助事業	内容:空家バンクに登録されている空家の家財道具等の 処分費を補助 対象:市内に本社、支店等を有する事業者で処分	補助額:処分費の1/2 上限10万円		
魚津市空家リフォーム支援事業	内容:空家バンクに登録されていた空家を購入して リフォーム費用を補助 対象:市内に本社、支店等を有する事業者で処分	補助額:リフォーム費の1/2 購入者が自ら居住する場合 上限50万円 購入者が自ら事業所等を開設する場合 上限80万円 居住誘導区域内は上限額20万円加算		
空家等対策地域活動費補助金	地域振興会が行う、発生抑制等に要する活動費を補助	補助額:活動費用の10/10(上限10万円)		

魚津市 100 円空き家 利活用支援事業	内容:魚津市 100 円空き家バンク事業で 100 円空き家の 売買契約を締結した所有者及び取得者に対し補助 金を交付するもの	補助額:所有者 定額 20 万円(媒介費用その他の売却に 要する費用) 取得者 定額 50 万円(所有権移転登記費 用その他の購入後の諸手続に要する費用)		
--	---	---	--	--

【氷見市】

制 度 名	支 援 条 件 等	支 援 内 容	担 当 課	問い合わせ先 電 話 番 号
まちなか居住支援事業	内容:まちなか地区に居住している者で、隣接する土地を購入した者への土地取得支援補助、及びその土地売却者への補助	補助額: 当該用地の売買契約書に記載された金額の 1/2 ①土地購入者 限度額 20 万円 ②土地売却者 限度額 10 万円	未来戦略課	0766-74-8190
氷見市危険老朽空き家対策事業	内容:老朽空き家の除却費補助 対象区域:市内全域 対象空き家:危険老朽空き家(評点 100 点以上の不良住宅)、老朽空き家(S56.5.31 以前に建築された住宅)	補助額: 【危険老朽空き家】除却費用の 2/3(限度額 50 万円) 【老朽空き家】除却費用の 2/3(限度額 30 万円)		
空き家優良物件化支援事業	内容:空き家所有者へのリフォーム費用等の助成。対象家屋は 10 年間移住者に対して賃貸するものとする。	補助額:リフォーム費用等の 1/2 (限度額 300 万円)		
定住促進賃貸住宅家賃補助事業	内容:移住者で住宅を賃借しているもので、「子育て世帯」「新婚世帯」などの要件に応じて、補助金を2年間交付	補助額:最大 2 万円/月(最大 2 年間)		
定住マイホーム取得支援補助金	転入者又は一定の要件を満たす市内在住者方で、市内で住宅を新築または取得された方の取得費用を補助する	交付限度額 ・新築住宅の場合は取得費用の1/10以内 ・中古住宅の場合は取得費用(土地を含む)1/2以内 転入者 140 万円 市内在住者 60 万円		
	内容:①子育て世帯又は新婚世帯の方 ②医療介護保育人材である方 ③上記①②以外の方	補助額 ① 転入者 100 万円 市内在住者 20 万円 ② 転入者 100 万円 ③ 転入者 50 万円		
	内容:居住誘導区域内で住宅を取得した方	補助額 ・転入者 10 万円 市内在住者 10 万円		
	内容: 取得した住宅で三世代同居をする方 (取得した住宅で三世代近居をする者)	補助額 ・転入者 30 万円(10 万円) ・市内在住者 30 万円(10 万円)		
氷見市被災者定住マイホーム取得支援補助金	内容:被災者の方が住宅を新築又は購入された時、要件に応じて補助金を交付	補助額: 被災者 50 万円 ・居住誘導区域内で住宅を取得した者 10 万円加算 ・取得した住宅で三世代同居をする者 30 万円加算 (取得した住宅で三世代近居をする者)(10 万円加算) 交付限度額 ・新築又は新築取得費用の1/10以内		

		・中古住宅(当該住宅の土地を含む)取得費用の1/2以内)		
住宅リフォーム支援補助金	内容:次の方のリフォーム費用を補助 ① 転入者が居住目的で空き家を取得し、その住宅のリフォーム工事をした方 ② リフォーム工事をした住宅で三世帯同居をしている方 ③ 子育て世帯、新婚世帯、30歳未満世帯の方でお住いの住宅のリフォーム工事をした方	補助額:リフォーム費用の 1/2 以内 ①限度額 100 万円 ②③限度額 50 万円		
被災者住宅リフォーム支援補助金 (R7～)	内容:被災者が空き家を取得し、その住宅のリフォーム工事をした方に工事にかかる費用の一部を補助	補助額:リフォーム費用の1/2以内(限度額100万円)		
空き家片付け補助金	内容:空き家に残置されている家財道具等の撤去や空き家のクリーニングなどを行う方に、その費用の一部を補助	補助額: 家財道具等の処分や空き家のクリーニング等に要する費用の 1/2以内(限度額30万円)		
空き家利活用モデル支援事業費補助金	内容:多様化する空き家活用ニーズ対応した、今後の空き家活用のモデルとなる取組みへの補助	補助額:対象工事費の 2/3(上限 100 万円) 対象経費の 1/3(上限 20 万円)等		
空き家情報バンク登録奨励金	内容:空き家所有者が空き家情報バンクに賃貸物件として登録したとき及び登録後に移住者との賃貸借契約が成立したときに奨励金を交付	補助額:登録奨励金 2 万円 成約奨励金 3 万円		
まちなか空き店舗等出店支援事業補助金	内容:まちなかで空き店舗等を活用して新規出店する際の改装工事費、取得費等の初期投資費用を補助	補助額:対象経費の 1/2(上限 200 万円)	商工振興課	0766-74-8105

【滑川市】

制 度 名	支 援 条 件 等	支 援 内 容	担 当 課	問い合わせ先 電 話 番 号
市街地空き地空き家活用支援事業	内容:市内の対象 DID 地区内に、空き地空き家を活用した、各種商品小売業等の店舗創業者に対し補助 DID 地区…人口集中地区	補助額: ①土地・建物の取得の場合:取得費・改装費の 1/2(限度額 100 万円) ②建物の賃貸の場合:賃借料の 1/2、改装費の 1/2(それぞれ限度額 50 万円)	商工企画課	076-475-1431
まちなか居住推進事業	内容:市内の対象 DID 地区内に、地区外から住宅の新築・中古住宅の購入一定要件を満たして居住した場合に補助	補助額:銀行からの借入金の 3%(限度額 50 万円)	企画政策課	076-475-2119
滑川市危険老朽空き家対策事業	内容:危険老朽空き家の除却 対象:①区域:用途地域内(対象 DID 地区) ②空き家:寄付を受けた木造戸建住宅		都市計画課	076-475-1453
滑川市危険老朽空き家除却支援事業	危険老朽空き家を除却した場合に、その解体にかかる費用に対して補助	補助額:解体費用の 1/2(上限 70 万円)		
滑川市隣地統合支援事業	旧町部の特に住宅が密集し、空き家が多い地域を対象に、所有する土地に隣接する空き家が建つ土地を統合する者に、統合に必要な経費の一部を補助することにより、隣地に建つ空き家の適正管理、利活用又は除却を促進し、住宅密集地における管理されない空き家の解消を図る 補助対象者:次のいずれにも該当する者(法人も可) ・隣地統合後の所有者(又はその委任を受けた者) ・市税等を滞納していない者 ・暴力団員と認められない者 隣地統合の要件:次のいずれにも該当すること ・隣地統合する土地が別図に定める区域内にあること ただし、明らかに住宅密集地と認められない場合を除く ・申請時点において、隣地統合する前の土地がそれぞれ異なる個人又は法人が所有するものであること ・相続や親族からの贈与等でないこと ・隣地に建つ空き家が隣地統合後、1 年以内に適正管理、利活用又は除却されることが見込まれること	・補助対象経費の 1/2 以内(1,000 円未満切捨て) ・上限額 50 万円 ・補助金の交付は、補助対象者 1 人につき 1 回を限度とする		

滑川市空き家の 除却に係る土地 の固定資産税減 免	・1年以上、居住の用に供していない住宅の除却であること ・令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に除却を行うこと ・住宅用地特例が適用されている土地であること ・空き家の除却後、その土地を営利目的で使用する予定がないこと ・申請者は土地と空き家が同じ所有者又はその相続人であること ・市税を滞納していないこと	減免となる期間：空き家除却後、住宅用地特 例が適用されなくなった年度から3年間 減免額：空き家除却後の土地に係る税額と住 宅用地特例があるものとみなして算出した 税額との差額	税務課	076-475-1273
---	---	---	------------	---------------------

DID 地区…人口集中地区

【黒部市】

制 度 名	支 援 条 件 等	支 援 内 容	担 当 課	問い合わせ先 電 話 番 号
黒部市住宅取得支援 補助事業(中古住宅)	内容:市外からの転入、あるいは一定の市内転居者が中古住宅を取得する場合に、取得費用の一部を補助また、既存宅地を活用して新築・建替えを行った者		都市計画課	0765-54-2647
	【転入者】 市外に1年以上居住していた転入者が市内で住宅を取得する場合	補助: ①居住誘導区域内に住宅を取得する場合、50 万円補助 ②市が指定する「まちなか(居住誘導区域内を除く)」または「地鉄沿線」区域の場合、10 万円補助 ③若年世帯(40 歳未満)の場合、20 万円補助 ④子育て世帯(小学生以下の子がいる世帯)の場合、10 万円補助 ⑤県外からの転入者は、30 万円補助		
	【市内転居者】 住宅取得のために居住誘導区域内で1年以内に 300 万円以上の土地を取得した場合	補助: ①30 万円補助 ②若年世帯(40 歳未満)の場合、20 万円加算 ③子育て世帯(小学生以下の子がいる世帯)の場合、10 万円加算		
	既存宅地活用者	補助: ①従前の曽勇者による新築・建替えた場合、20 万円補助 ②新たな所有者による新築・建替え場合、50 万円補助補助		
黒部市空家情報バンク活用促進補助事業	内容:空家情報バンクを利用して売買・賃貸借契約を行った場合に助成	補助額: ①売買契約の場合:空家の売買代金相当額の 5 分の 1 以内の金額(上限 10 万円) 居住誘導区域内の空家の所有者は 10 万円加算 ②賃貸借契約の場合:空家の 1 年間の賃貸借料相当額の 5 分の 1 以内の金額(上限 10 万円)		
黒部市老朽危険空家 対策支援事業	内容:老朽危険空家を除却した場合にその解体にかかる費用に対して助成	補助額:解体工事に要する費用の 2 分の 1(上限 50 万円)		

黒部市登録空家リフォーム補助事業	【リフォーム補助金】 内容:空家情報バンクに登録された空家等の改修及び修繕にかかる費用に対して助成 【家財処分補助金】 内容:バンクに登録されている空家等の家財道具等の処分にかかる経費に対して助成	【リフォーム補助金】 補助額:対象となるリフォーム工事に要する費用の2分の1(上限50万円、居住誘導区域内の空家所有者は上限100万円) 【家財処分費補助金】 補助額:対象経費の2分の1(上限10万円)		
黒部市空家情報バンク仲介報奨金	内容:空家情報バンクを利用して、売買契約を締結した場合、仲介業者に報奨金を交付	5万円、10万円(居住誘導区域内) (50万円以下の売買契約に対し契約額に応じ、報奨金を加算、最大30万円)		

【砺波市】

制 度 名	支 援 条 件 等	支 援 内 容	担 当 課	問い合わせ先 電 話 番 号
砺波市定住促進空き家活用補助事業(購入・改修)	内容: 空き家情報バンクに登録されている物件を購入し、その住宅の改修に要した経費を補助	補助額: 改修等経費の 1/2(限度額 50 万円) ※三世代同居・近居するために改修する場合は、改修等経費の 3/4(限度額 同居 200 万円 近居 100 万円)	市民生活課	0763-33-1372
砺波市定住促進空き家活用補助事業(家賃補助)	内容: 空き家情報バンクに登録されている物件を賃貸する者の家賃を補助	補助額: 家賃月額の 1/2×3 年間(限度額 1 万円/月)		
空き家活用型福祉施設整備事業補助金事業	内容: 空き家バンクに登録されている空き家を活用して介護又は障害者福祉施設等に改修する場合の経費の一部を補助 対象: 富山型デイサービス、小規模多機能型居宅介護事業所、障害者グループホーム・ケアホーム	補助額: 限度額 400 万円	高齢介護課	0763-33-1328
空き店舗再生みんなでチャレンジ事業補助金	内容: 中心市街地の空き店舗及び、創業者が空き家情報バンクに登録されている物件を改修して店舗として使用する場合、それに要した経費を補助 対象: 中心市街地(砺波駅周辺)の道路に面し、現在使用されていない店舗又は、空き家情報バンクに登録されている物件	補助額: 改修等経費の 1/2(限度額 200 万円)	商工観光課	0763-33-1392

【小矢部市】

制 度 名	支 援 条 件 等	支 援 内 容	担 当 課	問い合わせ先 電 話 番 号
小矢部市定住促進住宅 取得助成金	内容: 住宅を建築又は取得した場合 対象: 住宅(建築)の取得費+リフォーム工事費	補助額: ① 新婚者(婚姻から5年以内) 経費×1/10 以内(上限 100 万円) +児童加算 ② 転入者(転入日から3年以内) 経費×1/10 以内(上限 50 万円) +児童加算	定住支援課	0766-67-1760 (代表)
小矢部市空き家・空き地 情報バンク活用促進事 業助成金(登録者支援)	内容: 空き家バンク登録者支援 対象: ①賃貸借促進助成金: 賃貸借契約成立後、1年間居住した 場合、家賃に助成	補助額: ①賃料(1年間)の 1/5 以内(限度 額 5 万円)		
	対象: ②住宅売却促進助成金: 売買契約が成立した場合、売却額 に助成	補助額: ②建物売買代金の 1/10 以内(限 度額 5 万円)		
小矢部市空き家・空き地 情報バンク活用促進事 業助成金(登録者支援) 家財道具等処分費助成 金	内容: 空き家バンク登録者支援 対象: 空き家バンクの登録された物件の家財道具等の片づけ費用 に助成	補助額: 経費の 1/2 以内(限度額 10 万円) 同一物件に対し1回限り		
小矢部市空き家・空き地 情報バンク活用促進事 業助成金(利用者支援)	内容: 空き家バンク利用者支援 対象: ①賃貸促進助成金: 1年間居住した場合、家賃に助成	補助額: ①経費の 1/5 以内(限度額 10 万 円)		
小矢部市空き家バンク 活用リフォーム助成金	内容: 空き家バンクに登録のある物件を購入し、リフォームした場 合 対象: 市内業者を利用した対象工事費 50 万円以上のリフォーム	補助額: 対象工事費の 1/10 以内(限度額 20 万円)		
小矢部市空き家活用促 進事業補助金	内容: 認可地縁団体が実施する市内の空き家をコミュニティー施 設の用途に 10 年以上活用する場合、改修に要する経費を補助 事業主体: 認可地縁団体	補助額: 市内の業者が施工する 100 万円以 上の改修工事の 1/2(上限 350 万円)		

まちなか等振興事業補助金	内容:商店街の空き店舗・空き地の活用及び既存店舗リニューアルの支援 対象:都市計画用途地域内又は隣接地で空き店舗等または空き地を利用して新規出店する人、市内で10年以上継続して営業を行っている店舗をリニューアルする人	補助額:対象経費の1/2以内 ・新規出店 店舗等の取得を伴う場合 200 万円 店舗等の取得を伴わない場合 140 万円 ・店舗賃借料 60 万円 ・既存店舗リニューアル 100 万円	商工立地 振興課	
小矢部市老朽危険空き家除却支援事業	内容:老朽危険空き家の除却費用の補助 対象:戸建住宅、老朽度判定で100点以上、周辺への危険度判定基準を満たすもの	補助額:除却費用の1/2(上限50万円)	都市建設課	

【南砺市】

制 度 名	支 援 条 件 等	支 援 内 容	担 当 課	問い合わせ先 電 話 番 号
南砺市定住奨励金	内容: 土地・住宅を新たに取得した場合 転入者と同居する既存住宅をリフォームする場合	基本額: ①転入(新築:補助率 5/100・限度額 100 万円、 中古:補助率 1/10・限度額 60 万円) ②持家(新築:補助率 5/100・限度額 100 万円、 中古:補助率 1/10・限度額 60 万円) ③リフォーム(補助率 1/5 限度額 60 万円) 加算:市内業者利用(10 万円) 南砺Uターン(20 万円) 実家近居(20 万円) 三世代同居(30 万円) 指定山間過疎地域(基本額が 1.5~2 倍) 奨励金額:基本額(住宅購入額×補助率または 限度額のどちらか低い方)+加算額	南砺で暮ら しません課	0763-23-2037
南砺市空き家バンク 活用促進事業補助金 物件(登録者支援)	内容:空き家バンク物件登録者支援			
	対象:①賃貸借成立補助金:賃貸借契約成立後、借主より1年 間の賃借料を受領した者	補助額:①経費の 1/5 以内(限度額 5 万円)		
	対象:②売却成立補助金:売買契約成立後、売買代金を補助	補助額:②経費の 1/10 以内(限度額 10 万円)		
	対象:③登録促進補助金(契約成立後、家財道具等の処分経費 を補助、建物診断及び簡易な補修に支払った代金を補助)	補助額:③経費の 1/2 以内(限度額各 10 万円)		
南砺市空き家バンク 活用促進事業補助金 (利用登録者支援)	対象:④賃貸物件登録改修補助金(空き家バンクに賃貸物件と して登録する物件の増築、改修に支払った代金を補助)	補助額:④経費の 1/2 以内(限度額 100 万円)		
	内容:空き家バンク利用登録者支援			
	対象:①購入住宅改修等補助金:購入住宅の改修工事費用を補 助	補助額:①経費の 1/5 以内(限度額 50 万円) ①経費の 1/2 以内(限度額 100 万円) * 市内事業者で施工の場合		
南砺市老朽危険空き 家等除却支援事業	対象:②家賃補助金:1 年間の賃貸料相当額を補助	②経費の 1/2 以内(限度額 24 万円/年)		
	内容:老朽危険空き家の除却費用の補助			
	対象:①区域:市内全域			
	②空き家:木造戸住宅、評点 100 点以上の不良住宅	補助額:除却費用の 1/2(限度額 50 万円)		
	②空き家:S56.5.31 以前の木造家屋等のうち今後の利用 流通不可物件	補助額:除却費用の 1/3(限度額 30 万円)		

南砺市空き家バンク 活用促進事業補助金 (協定業者支援)	空き家バンクに登録された建物で賃貸借契約を成立させた協定業者	奨励額:5 万円(1 物件につき1 回のみ)		
南砺市県外転入者空き家改修支援補助金	内容:県外から県内へ移住して 5 年以内の者が行う概ね築 30 年の空き家改修工事に助成	補助額:50 万円以上の対象工事費の 2/3(上限 100 万円)		

【舟橋村】

制 度 名	支 援 条 件 等	支 援 内 容	担 当 課	問い合わせ先 電 話 番 号
老朽化空き家等除去支援事業	内容:老朽化し危険な空き家住宅等の除去に要した 経費を補助	補助額:補助対象経費の2分の1(上限100万円)	住民生活課	076-464-1143

【上市町】

制 度 名	支 援 条 件 等	支 援 内 容	担 当 課	問い合わせ先 電 話 番 号
上市町若年・子育て世帯定住促進事業	内容:夫婦合わせて80歳未満の世帯、世帯主が40歳未満で配偶者のいない世帯又は中学生以下の子供がいる世帯が住宅を新築・増築・改築、又は購入(中古住宅を含む)した場合に補助	補助額:60万円～140万円(中古住宅の取得の場合、半額) ※中学生以下の子供1人当たり20万円を加算	建設課	076-472-2477
上市町住宅リフォーム助成事業	内容:住宅・空き家のリフォームに要した経費を補助	補助額:リフォーム対象経費×10%(上限10万円)		
上市町空家解消特別推進事業	内容:0円空家バンクに登録した場合又は0円空家バンクに登録された空き家を取得した場合に補助	補助額:①0円空家バンクに登録した場合 相続等手続費(上限5万円) 不用品処分費(上限10万円) ②0円空家バンクに登録された空き家を取得した場合、50万円		
上市町ゼロエネルギー住宅等推進事業	内容:国ZEH等補助金の交付を受けた者又は太陽光発電装置若しくは蓄電池付太陽光発電装置を設置した者に対して補助	補助額:①国ZEH等補助金の交付を受けた者 対象経費－国等の補助金(上限50万円※中古住宅の場合は上限25万円) ②蓄電池付太陽光発電装置を設置した者 設置対象経費×10%(上限25万円) ③太陽光発電装置を設置した者 設置対象経費×10%(上限10万円)		
上市町危険老朽空家対策事業	内容:空き家の除却に要した経費を補助	補助額:除却費×50%(上限50万円)		
上市町危険老朽空家対策事業	内容:空き家の寄付を受けて町が除却			
上市町空家相談会	内容:上市町内の空き家に関する相談全般について、町職員及び専門家により助言等を行う。			
上市町県外転入者空家改修事業	内容:県外からの転入者が空き家である古民家を改修して住む場合に補助	補助額:対象工事費×2/3(上限100万円)		

【立山町】

制 度 名	支 援 条 件 等	支 援 内 容	担 当 課	問い合わせ先 電 話 番 号
定住促進事業補助金	立山町への定住促進及び地域経済の活性化を図るため、町内で住宅を取得またはリフォームした場合に費用の一部を助成する。 対象者：立山町内で住宅取得に係る契約を締結またはリフォームをした者	基本額 10 万円+加算額の合計又は補助対象経費の 2 分の 1 のいずれか低い額	企画政策課	076-462-9980
若年世帯新生活支援事業行政ポイント付与	内容：町内で住宅取得又はリフォームした若年世帯を対象に、行政ポイントを付与する。 対象者：住宅取得等に係る契約を締結した日が、婚姻の届出の日から起算して 10 年以内の世帯、または契約後 6 か月以内に婚姻した世帯で、夫婦のいずれかが 42 歳以下の世帯	行政ポイント(たてポカードポイント) 基本額 15 万ポイント+中学生以下の子ども(胎児を含む)一人につき 5 万ポイント(上限 15 万ポイント)加算		
空き家情報バンク登録物件家財処分支援事業補助金	内容：空き家情報バンク登録物件の売買契約又は賃貸契約が成立した場合、対象物件の所有者が屋内の家財道具を処分するのに要する経費を補助する。 対象者：空き家情報バンク利用登録者との契約が成約した空き家バンク登録物件の所有者	補助額：処分費用の 2/3(上限 20 万円)		
新婚世帯新生活支援事業補助金	内容：所得基準以下の新婚世帯が町内で住宅を取得、リフォーム又は貸借する際の経費及び引越費用の一部を助成する。 対象者：夫婦ともに 39 歳以下で、世帯所得 500 万円未満の世帯	補助額： 婚姻日における年齢が夫婦共に 29 歳以下 上限 60 万円 上記以外 上限 30 万円		
空き家除却支援事業補助金	内容：空き不良住宅及び空き建築物の除却に要した経費を補助 対象：①区域：町内全域 ②空き不良住宅：不使用かつ評点 100 点以上の不良住宅 空き建築物：不使用かつ跡地を 10 年以上自治会等に貸与できるもの)	補助額：除却費用の 1/2(限度額 500 千円)	建設課	076-462-9976

【入善町】

制 度 名	支 援 条 件 等	支 援 内 容	担 当 課	問い合わせ先 電 話 番 号
入善町空き家バンク活用促進事業	(1)賃貸借促進補助金 「空き家バンク」に登録した住宅で、同バンク登録者と賃貸借契約をし、賃借者の住定日から一年を超えた貸し主に交付します	補助額:年間家賃の 1/2 以内(上限 5 万円)	住まい・まちづくり課	0765-72-3841
	(2)住宅売却促進補助金 「空き家バンク」に登録した住宅で、同バンク登録者と住宅の売買契約が成立した売り主に交付します (購入者が売買契約締結後、1年以内に居住した場合に限ります)	補助額:売買価格の 1/2 以内(上限 10 万円)		
	(3)宅地売却促進補助金 「空き家バンク」に登録した宅地で、同バンク登録者と宅地の売買契約が成立した売り主に交付します (購入者が売買契約締結後、5年以内に居住した場合に限ります)	補助額:売買価格の 1/2 以内(上限 5 万円)		
	(4)賃貸住宅改修等補助金 「空き家バンク」に登録された住宅を借りる人が、居住に必要な住宅改修などをする場合に交付します	補助額:改修等に要した費用の 1/2 以内(上限 30 万円) ※町外転入世帯は 10 万円を加算 ※中学 3 年生以下の子育て世帯は 10 万円を加算 ※里山地域で小学生 6 年生以下の子どもを養育する世帯は 50 万円を加算		
	(5)住宅購入補助金 「空き家バンク」に登録された住宅を居住目的で買い取る人に交付します (売買契約締結後、1年以内に居住した場合に限ります)	補助額:購入価格の 1/2 以内(上限 40 万円) ※町外転入世帯は 20 万円を加算 ※中学 3 年生以下の子育て世帯は 10 万円を加算 ※里山地域で小学生 6 年生以下の子どもを養育する世帯は 50 万円を加算 ※改修加算 改修等に要した費用の 1/2 以内(上限 50 万円)		
	(6)宅地購入補助金 「空き家バンク」に登録された宅地を居住目的で買い取る人に交付します (売買契約締結後、5年以内に居住した場合に限ります)	補助額:購入価格の 1/2 以内(上限 20 万円) ※町外転入世帯は 30 万円を加算 ※中学 3 年生以下の子育て世帯は 10 万円を加算 ※里山地域で小学生 6 年生以下の子どもを養育する世帯は 50 万円を加算		

	(7)老朽危険家屋解体補助金 「空き家バンク」に住宅解体後の跡地を登録することを条件に、老朽化した住宅等を解体する空き家の所有者に交付します (町職員が調査をして、危険性が認められた住宅の場合に限ります)	補助額:①倒壊危険度ランクⅢ 解体費用の 1/3 以内(上限 60 万円) ※付属屋(上限 10 万円)		
		補助額: ②倒壊危険度ランクⅣ 解体費用の 1/3 以内(上限 100 万円) ※付属屋(上限 20 万円)		
	(8)老朽危険家屋解体促進支援補助金 (7)の解体補助金を活用してランク3又はランク4の老朽危険空き家を解体した跡地における住宅用地特例解除後の固定資産税の差額分について、解体した翌年から3年間、跡地の所有者に対して交付します	補助額:住宅用地特例解除後の固定資産税の差額 (解体後の翌年度課税分から3年間)		
入善町空き家活用新規創業応援事業補助金	空き家バンクに登録された空き家を活用して、新規創業する者に対し、内外装の改修や備品購入などの初期投資に要する経費について助成します	補助額:初期投資経費の3分の1以内(上限100万円)		

【朝日町】

制 度 名	支 援 条 件 等	支 援 内 容	担 当 課	問い合わせ先 電 話 番 号
朝日町住宅取得促進事業	①中古住宅の宅地の購入 宅地を購入した費用を補助	補助額：購入費の 10%（上限 50 万円）	建設課	0765-83-1100 （代表）
	②中古住宅の購入及びリフォーム工事 中古住宅の購入費のほか、その住宅を町内業者が行うリフォーム工事費を補助	補助額：購入費等の 10%又は次に該当する世帯上限額のいずれか低い額 ・一般世帯 20 万円 ・転入世帯 120 万円 ・近居世帯 70 万円 ・同居世帯 120 万円 加算金：住宅購入費 200 万円以上が対象で次に該当する世帯（上限 100 万円） ・若年者（39 歳以下の子育て世帯） 25 万円/世帯 ・子育て（18 歳未満） 25 万円/人 ・新婚（婚姻～売買契約日まで 5 年以内） 50 万円/世帯		
朝日町賃貸住宅家賃補助事業	空き家情報バンクに登録されている物件を借りた転入世帯、新婚世帯に対し、家賃の一部を最高 3 年間交付	補助額：月額賃料の 50%（最高 2 万円/月）		
朝日町老朽危険家屋等撤去促進事業	内容：老朽危険家屋の解体費補助 対象：①区域：町内全域 ②建物：居住及び使用されていない住宅、店舗、事務所、倉庫等	補助額：解体費用の 1/2 以内（限度額 50 万円）	住民・子ども課	
朝日町起業応援事業	内容：店舗を新築又は既存の住宅を店舗に改装若しくは空き店舗等を改装し起業する事業者又はに対して、店舗の取得費、改装費、賃借等に係る経費の一部を補助する。	補助率：1/2、上限：100 万円	商工観光課	
朝日町サテライトオフィス誘致事業補助金（お試しサテライトオフィス等運営事業）	町内で空き家等を活用し、新たにサテライトオフィス等を運営する事業者に対して、土地建物賃借料、光熱水費、通信費等を補助する。	補助率：補助対象経費の 1/2（上限 6 万円/月） 期間：オフィスの事業開始月～12 ヶ月間		
空き家利活用モデル事業	町内の空き家を取得又は賃借し、サテライトオフィスやコワーキングスペース等の施設整備のために必要なリフォームを行い、当該施設の運営を行う事業者にはリフォーム費用を助成するもの。	補助額：工事費の 1/2（上限 150 万円）	住民・子ども課、 移住定住拠点施設 こすぎ家（受託事業者）	0765-83-1100 （代表）、
空き家改修費補助事業	空き家の所有者に、貸し出すために必要となったリフォーム費用を助成することで、空き家、特定空き家の解消、移住・定住につなげる。	補助額：工事費の 1/2（上限 50 万円）		0765-83-3453

空き家財道具等処分費補助事業	空き家情報バンクを通じ賃貸または売買の契約が成立した物件の所有者に対し、家財道具等を処分する際の費用を助成するもの。	補助額: 補助対象経費の 1/2 (上限 10 万円)	NPO 法人コ クリエ	
--------------------------------	--	-----------------------------	----------------	--